

中国人観光ビザ緩和

Q: 2010年7月1日からの中国人観光ビザ(外国人に対して渡航先の国が発行する入国資格証明書)緩和の内容を教えてください

A: 中国人観光客に対するビザ発給要件のうち、①対象者の所得制限、②申請受付公館、③申請代行旅行会社の3項目で規制が緩和されました。

まず、所得制限については、ビザ発給対象者が「十分な経済力を有する者」から「一定の職業上の地位及び経済力を有する者」となり、いわゆる中間層まで拡大されました。所得金額について、外務省の正式公表はありませんが、各種報道によれば従来の年収25万元以上から年収3~6万元以上に引き下げられたとされています。次に、ビザ申請受付公館は北京、上海、広東の3公館から中国本土にある7つすべての公館(瀋陽、重慶、青島、大連の公館が追加)に広げられました。最後に、ビザ申請代行を認可された中国旅行会社は49社から290社に増加しました。

Q: ビザ緩和の狙いは何ですか

A: ビザ発給対象を中間層まで広げ、より多くの中国人観光客の来日を促し、国内消費支出活性化につなげるのが狙いです。現在、日本は人口減少・少子高齢化により、消費が伸び悩んでおり、外国人観光客を通じた消費拡大を図ろうとしています。急速に発展を遂げる中国は、所得水準の向上から中間層の厚みが増しており、購買力を備えた観光客の増大が最も見込める国と言えます。ちなみに、みずほ総合研究所の試算では、2008年時点で年間可処分所得1万ドル超の人口は約1億6千万人、2020年には約8億人まで増加します(図表)。

Q: なぜ、この時期にビザ緩和を実施したのですか

A: 民主党政権は、6月に発表した「新成長戦略」の中で日本の観光立国化を目標に掲げました。その中で、訪日観光客の約7割を占めるアジア観光客、特に中国人の取り込みを図るとしており、その一環でビザ緩和が実施されました。

中国国家统计局によれば、中国人の出国者数は、2000年の1,000

万人から2009年には4,700万人を突破しました。韓国を初め、中国人観光客を誘致しようとする動きが世界で活発化しています。日本はこれまで、中国が発展途上段階にあったことや不法滞在者の問題等から、個人観光客へのビザ発給には慎重でした。団体観光客へのビザ発給は2000年に解禁されましたが、個人観光客へのビザ発給は2009年7月から富裕層を対象にして開始されたばかりでした。こうした流れの中で、民主党政権は、他国との対抗上の理由もあって、中国からの観光客誘致を加速させる方針に転じたのです。

Q: ビザ緩和を受け、日本企業の対応はどうなっていますか

A: 日本政府観光局によれば、中国人観光客の一人当たり土産物・物品購入額は訪日国の中で最も多い約12万円です。購買意欲が旺盛である中国人観光客向けに、特に小売業を中心にさまざまなサービスが開始されています。例えば、大手百貨店では売り場に中国語通訳が常駐し、買い物案内を行うサービスが開始されています。家電量販店では、家電以外の生活雑貨の品揃えを強化するなど、売り上げを伸ばす工夫が行われています。

中間層の人々は、富裕層と消費嗜好が異なることが予想されます。富裕層のみならず中間層のニーズを的確に捉えたサービス提供により、中国人観光客の消費を大いに取り込みたいところです。

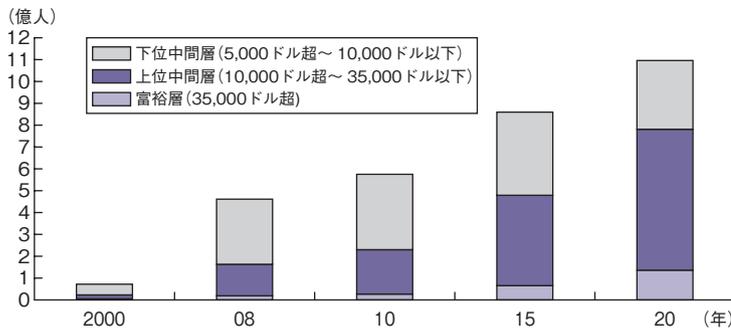


みずほ総合研究所 アジア調査部

宮嶋貴之

takayuki.miyajima@mizuho-ri.co.jp

●中国の中間層・富裕層人口数



(注) 1. 2010年以降は予測値。
2. 中間層、富裕層の定義は経済産業省「通商白書」(2009)に準拠した。
(資料) 各種資料よりみずほ総合研究所作成